

鳩山町まちづくり懇談会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民のまちづくりに関する要望、提言等を町の行政運営に反映させるために、町職員が町内の地域に出向き、町民と直接意見交換をするための懇談会(以下「まちづくり懇談会」という。)を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「まちづくり懇談会」とは、次に掲げるものをいう。

- (1)行政懇談会 町民のまちづくりに関する要望、提言等を町の行政運営に反映させるため、すべての町民を対象として町が主催で実施する。
- (2)出張まちづくり懇談会 地域の政策課題等について、町内在住者又は町内の事業所、学校等に通勤し、若しくは通学する者で、原則として10人以上の参加者が見込まれる団体等(以下「団体等」という。)の要請により実施する。

(行政懇談会の開催等)

第3条 行政懇談会は、必要に応じて町職員が町内の地域に出向き実施するものとする。

- 2 行政懇談会に係る会場等の使用手続き、その他必要な行為については、町長がこれを行うものとする。

(出張まちづくり懇談会の開催等)

第4条 出張まちづくり懇談会は、団体等の要請に応じ、町職員が地域に出向き実施する。

- 2 出張まちづくり懇談会の開催を希望する者(以下「申込者」という。)は、原則として開催日の14日前までに出張まちづくり懇談会申込書(様式第1号)を町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、内容、日時等を担当課等と調整の上、実施の可否を決定し、出張まちづくり懇談会決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、出張まちづくり懇談会の実施を決定する場合において、必要と認めるときは、申込者に条件を付することができる。
- 5 出張まちづくり懇談会の開催時間は、午前9時から午後9時までのうち2時間以内とし、開催場所は町内とする。

(実施の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、出張まちづくり懇談

会の開催を取り消し、又は中止するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 第4条に規定する要件が満たされていないとき。

(庶務)

第6条 まちづくり懇談会の庶務は、政策財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年5月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

出張まちづくり懇談会申込書

年 月 日

鳩山町長 様

団体名
住 所
代表者名
電話番号
FAX
e mail

出張まちづくり懇談会の開催を要請したいので、鳩山町まちづくり懇談会実施要綱第4条第2項の規定により次のとおり申し込みます。

1 希望日時 月 日() 時 分から 時 分まで

2 開催場所
会場名
所在地
電話番号

3 参加予定人数

4 懇談会の内容
懇談会で特に説明してほしいこと、意見交換したい内容など

5 その他

様式第2号(第4条関係)

出張まちづくり懇談会決定通知書

年 月 日

(申し込み者)

様

鳩山町長

印

年 月 日付けで申し込みのありました出張まちづくり懇談会の開催につきましては、次のとおり決定したので、鳩山町まちづくり懇談会実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

1 決定区分

下記のとおり懇談会を実施する
懇談会を実施しない

<理由>

2. 内容等

(1) 懇談会の内容

(2) 開催日時 月 日() 時 分から 時 分まで

(3) 会場

(4) 担当課

(5) 備考(実施条件など)